

第2次菊陽町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和4年3月

熊本県菊陽町

目次

第1章 基本的事項

- 1. 地球温暖化について …… 1
- 2. 実行計画の目的 …… 2
- 3. 計画の期間 …… 3
- 4. 対象とする温室効果ガス …… 3
- 5. 対象とする施設 …… 4

第2章 二酸化炭素の排出状況

- 1. 基準年度の二酸化炭素排出量 …… 5
- 2. 燃料別の使用状況 …… 6

第3章 温室効果ガス削減に向けた取組み

- 1. 削減目標 …… 14
- 2. 具体的な取組みについて …… 15

第4章 計画の管理

- 1. 計画の推進・点検体制 …… 18
- 2. 計画の評価方法 …… 19
- 3. 進行管理 …… 19
- 4. 職員の研修 …… 20
- 5. 公表 …… 20

第 1 章 基本的事項

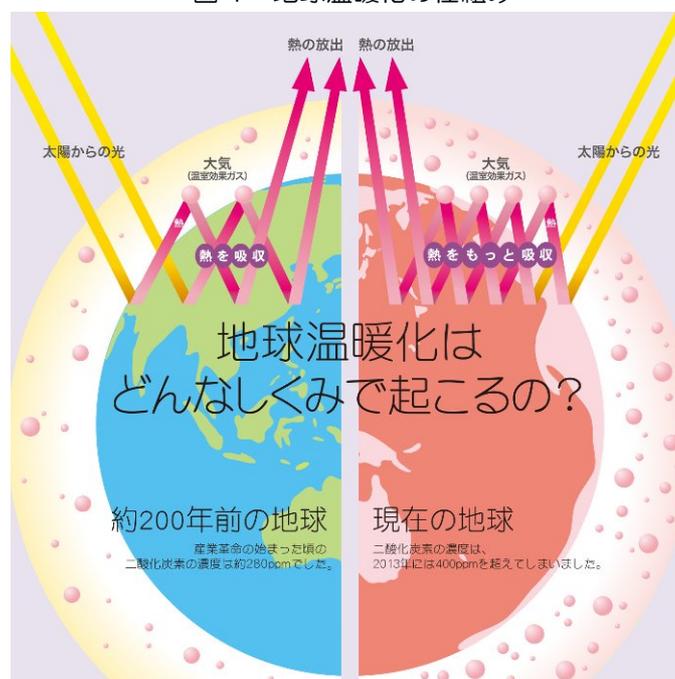
（1）地球温暖化について

1) 地球温暖化とは

近年の先進国における大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式は環境への負担を増加させており、それにより引き起こされた大気汚染、水質汚濁といった地域的な汚染は、年月を経て地球温暖化などの地球環境問題にまで拡大してきました。

地球温暖化は、人間活動により発生した二酸化炭素などの温室効果ガスの量が大気中に増加することにより、太陽の日射熱や地表面からの放射熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収され、地表面の温度が上昇する現象です。

図 1 地球温暖化の仕組み



※全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

2) 国内外の動き

1992年（平成4年）に採択された「国連気候変動枠組条約」は、多くの国の署名により1994年（平成6年）に発効しました。

1997年（平成9年）に第3回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」の中で、日本は温室効果ガスの総排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の期間に、1990年（平成2年）レベルから6%削減することを目標としました。

1998年（平成10年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以

下、「温対法」という）を制定し、地球温暖化防止に対する国・地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務及び基本方針を取りまとめました。

2008年（平成20年）に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」では、2050年（令和32年）の長期目標として、現状から温室効果ガス排出量を60～80%削減することを目標としました。その後、2010年（平成22年）に「地球温暖化対策基本法案」を閣議決定し、温室効果ガス排出量削減に関する国の中長期的な目標（2020年（令和2年）までに25%、2050年までに80%削減）を示すとともに、国・地方公共団体、事業者及び国民の地球温暖化対策に対する責務を明示しています。

2015年（平成27年）年に、2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で26%削減すること及びそのための対策や施策を定めた「日本の約束草案」を決定しました。

その後、国は令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（カーボンニュートラルの実現）を表明し、2021年（令和3年）10月に閣議決定された、「地球温暖化対策計画」では、2030年度（令和12年度）までの温室効果ガス排出量について、「2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」新たな目標を掲げました。

3) 熊本連携中枢都市圏の動き

菊陽町を含む熊本連携中枢都市圏 18市町村は、国のカーボンニュートラル宣言に先駆けて2020年（令和2年）1月に2050年に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方向性を確認し、2021年（令和3年）3月には、全国初の共同策定の地方公共団体実行計画（区域施策編）となる「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

当該計画では、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で温室効果ガス排出量を40%削減する目標を掲げています。

これらの目標の達成に向けて菊陽町内の温室効果ガス削減を推進するため、町も一事業者として事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

（2）実行計画の目的

菊陽町地球温暖化対策実行計画事務事業編（以下、「実行計画」という）は、温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として策定します。

町が率先して事務事業による温室効果ガス排出量の削減に向け節電や省

エネ等を推進することで、事業者や町民の自主的な環境保全活動を啓発し、さらには菊陽町全体の環境保全を達成することを期待するものです。

（3）計画の期間及び基準年

本実行計画の期間は、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）までの9年間とします。なお、社会情勢の変化や取組みの進捗状況などを計画に反映させるため、2025年度（令和7年度）に中間見直しを行います。

計画実施の基準年については、国の地球温暖化対策計画や熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に準じて2013年度（平成25年度）とし、この年の電気・ガス並びに燃料使用量を把握し、計画改定の資料とします。

（4）対象とする温室効果ガス

計画で対象とする温室効果ガスは温対法第2条第3項に規定されるもののうち、事務事業による温室効果ガス排出量の8～9割を占める二酸化炭素（以下、「CO₂」）のみとします。なお、次期計画においてはメタン、一酸化二窒素を対象に加えることとし、本計画期間内の公用車の走行距離を記録し、取りまとめます。

【算出方法】

温室効果ガス排出量は、各ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じて求めます。

地球温暖化係数は、地球温暖化対策の推進に関する施行令第4条に図1-1のように定められています。

表 1-1 本計画及び次期計画で対象とする温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

ガス種類	事務事業にかかる発生源	地球温暖化係数	計画対象
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料(石油・石炭など)の燃焼、電力の使用等	1	今計画
メタン (CH ₄)	公用車の走行等	25	次期計画
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行等	298	次期計画

（５）対象となる施設

本計画の対象範囲は、菊陽町が行う事務及び業務に係るものすべてです。（ただし、民間に対して委託する事務及び事業に関するものは対象から除きます）

対象となる施設は表 1-2 に示すとおりです。

表 1-2 対象施設

分類	2013 年度（平成 25 年度）	【参考】2020 年度（令和 2 年度）
庁舎関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎（本館・別館） ・ 武蔵ヶ丘支所 ※1 ・ 中央公民館 ・ 町民体育館 ・ 老人福祉センター ・ 各町民センター ・ 図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎（本館・別館） ・ 中央公民館 ・ 町民体育館 ・ 老人福祉センター ・ 各町民センター ・ 図書館 ・ 西部支所（光の森町民センター） ※1
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園（8 園） なかよし園 みどり園 もみじ園 さくら園 白菊園 白鈴園 武蔵ヶ丘第一保育園 武蔵ヶ丘第二保育園 ・ ふれあい交流・福祉支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園（2 園） なかよし園 みどり園 ※2 ・ ふれあい交流・福祉支援センター
学校施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校（6 校） 菊陽北小学校 菊陽中部小学校 菊陽南小学校 菊陽西小学校 武蔵ヶ丘小学校 武蔵ヶ丘北小学校 ・ 中学校（2 校） 菊陽中学校 武蔵ヶ丘中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校（6 校） 菊陽北小学校 菊陽中部小学校 菊陽南小学校 菊陽西小学校 武蔵ヶ丘小学校 武蔵ヶ丘北小学校 ・ 中学校（2 校） 菊陽中学校 武蔵ヶ丘中学校
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白川浄化センター ・ マンホールポンプ ・ 下水道ポンプ場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白川浄化センター ・ マンホールポンプ ・ 下水道ポンプ場
公園施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菊陽杉並木公園 ・ 都市公園 ・ 町民総合運動場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 菊陽杉並木公園 ・ 都市公園 ・ 町民総合運動場
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内街灯・防犯灯 ・ 集会所 ・ 町営住宅 ・ 駅周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内街灯・防犯灯 ・ 集会所 ・ 町営住宅 ・ 駅周辺

※1 武蔵ヶ丘支所（2014 年（平成 26 年）3 月閉所）、西部支所（同年 4 月閉所）

※2 もみじ園、さくら園、白菊園、白鈴園、武蔵ヶ丘第一保育園、武蔵ヶ丘第二保育園は民営化

第2章 二酸化炭素排出の状況

(1) 基準年度の二酸化炭素排出量

基準年度である2013年度（平成25年度）における菊陽町の事務及び事業に伴って発生した燃料別の二酸化炭素の排出量を表2-1及び図2-1に示します。

二酸化炭素の総排出量は約3,516t-CO₂であり、割合としては電気の使用によるものが約90.0%と最も多く、液化石油ガス（プロパンガス）約5.8%、ガソリン約1.5%の順となっています。

【参考】直近年度（2020年度（令和2年度））との比較

2020年度（令和2年度）の二酸化炭素の総排出量は約2,255t-CO₂であり、基準年度比で約35.9%減少しています。

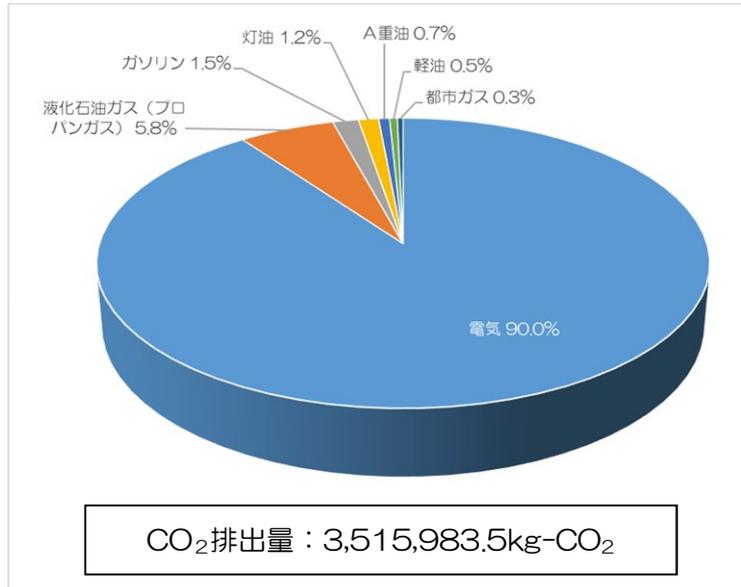
表2-1 燃料別二酸化炭素排出量

	2013年度 (平成25年度)	【参考】 2020年度 (令和2年度)
ガソリン	54,480.5	42,863.9
灯油	42,625.2	4,447.1
軽油	16,456.9	7,094.4
A重油	22,918.1	5,900.5
液化石油ガス (プロパンガス)	202,452.7	146,056.8
都市ガス	12,242.6	24,640.4
電気	3,164,807.4	2,023,633.7
計	3,515,983.4	2,254,636.8

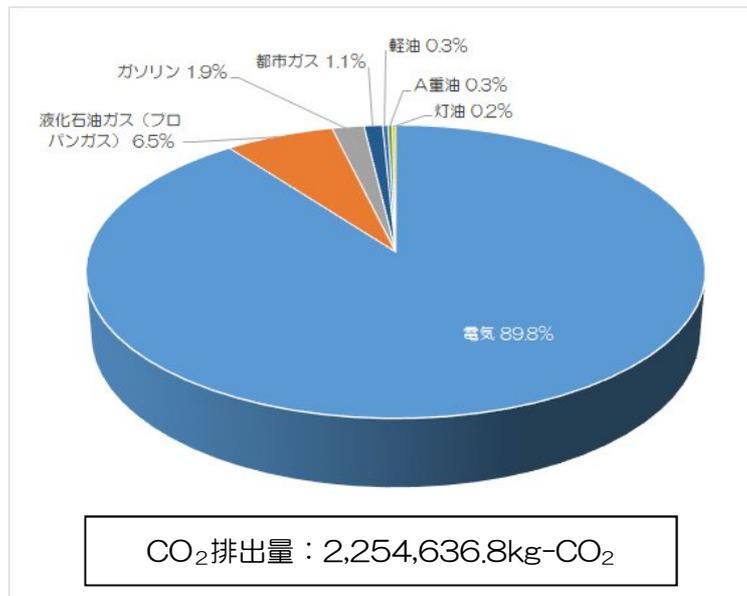
(単位：kg-CO₂)

図 2-1 燃料別使用割合

【2013 年度】



【2020 年度】



(2) 燃料別の使用状況

1) ガソリン

図 2-2 に課・施設ごとの使用状況を示します。

2013 年度（平成 25 年度）のガソリンの使用量は約 23 キロリットルであり、約 54t-CO₂の二酸化炭素が排出されました。

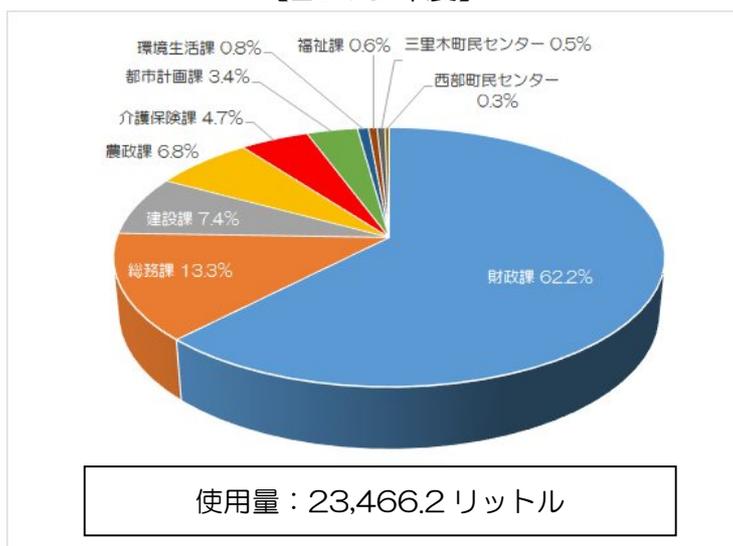
財政課の割合が高いのは、庁用車の大半が財政課管理となっているためです。2013 年度（平成 25 年度）において本町が保有している公用車（ガソリン車・ハイブリッド車）は 58 台でした。

【参考】直近年度（2020 年度（令和 2 年度））との比較

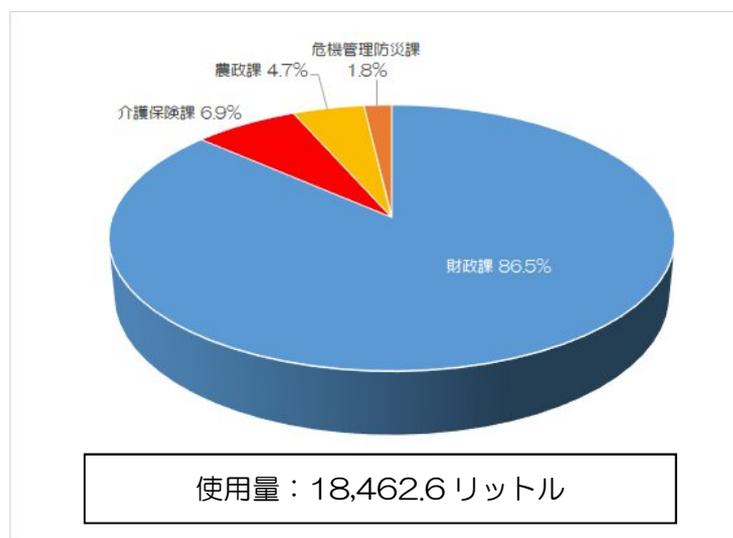
2020 年度（令和 2 年度）のガソリンの使用量は約 18 キロリットルであり、約 43t-CO₂（約 11t-CO₂減少）の二酸化炭素が排出されました。

図 2-2 ガソリン使用割合（課・施設ごと）

【2013 年度】



【2020 年度】



2) 灯油

図 2-3 に課・施設ごとの使用状況を示します。

2013 年度（平成 25 年度）の灯油の使用量は約 17 キロリットルであり、約 43t-CO₂の二酸化炭素が排出されました。

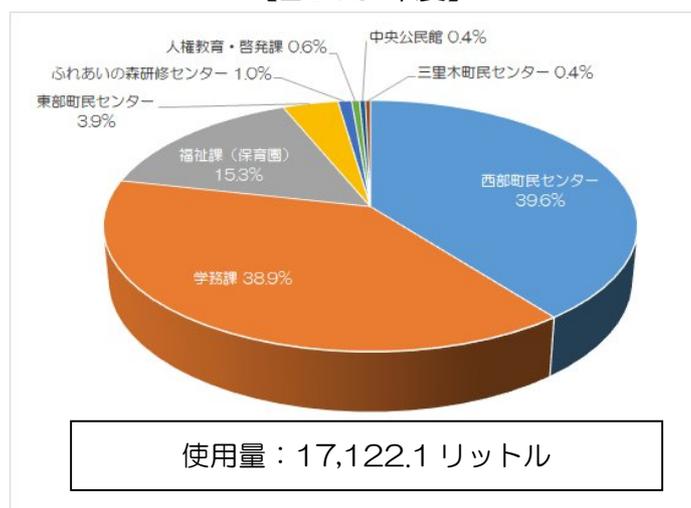
【参考】直近年度（2020 年度（令和 2 年度））との比較

2020 年度（令和 2 年度）の灯油の使用量は約 2 キロリットルであり、約 4t-CO₂（約 39t-CO₂減少）の二酸化炭素が排出されました。

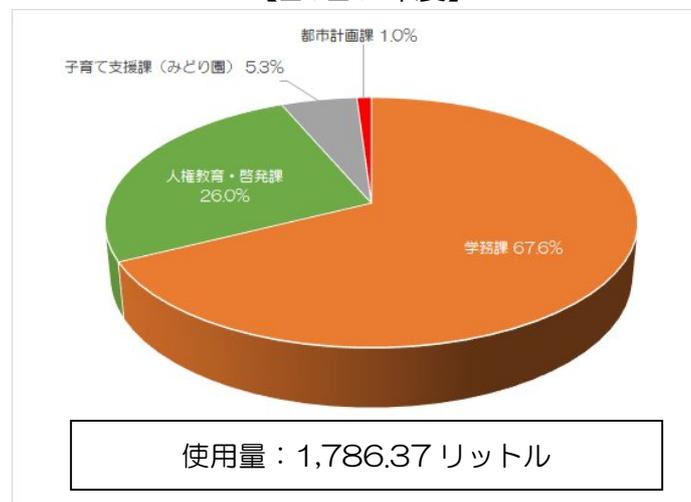
使用量が大幅に減少した主な原因は、町立保育所の民営化による減少（8ヶ所→2ヶ所）と、灯油を使用する暖房機器からエアコンへの転換が考えられます。

図 2-3 灯油使用割合（課・施設ごと）

【2013 年度】



【2020 年度】



3) 軽油

2013年度（平成25年度）の軽油の使用量は約6キロリットルであり、約16t-CO₂の二酸化炭素が排出されました。主に、財政課と都市計画課が管理する公用車（バス、トラック等）の燃料として使用されていました。

【参考】直近年度（2020年度（令和2年度））との比較

2020年度（令和2年度）の軽油の使用量は約3キロリットルであり、約7t-CO₂（約9t-CO₂減少）の二酸化炭素が排出されました。

4) A重油

2013年度（平成25年度）のA重油の使用量は約8キロリットルであり、約23t-CO₂の二酸化炭素が排出されました。A重油は、主に福祉施設（保育園（なかよし園、武蔵ヶ丘第一保育園・第二保育園））で暖房器具の燃料として使用されていました。

【参考】直近年度（2020年度（令和2年度））との比較

2020年度（令和2年度）の重油の使用量は約2キロリットルであり、約7t-CO₂（約9t-CO₂減少）の二酸化炭素が排出されました。

減少した主な原因は、町立保育所の民営化による減少（武蔵ヶ丘第一保育園・第二保育園）と考えられます。

5) 液化石油ガス（プロパンガス）

図2-4に図・施設ごとの使用状況を示します。

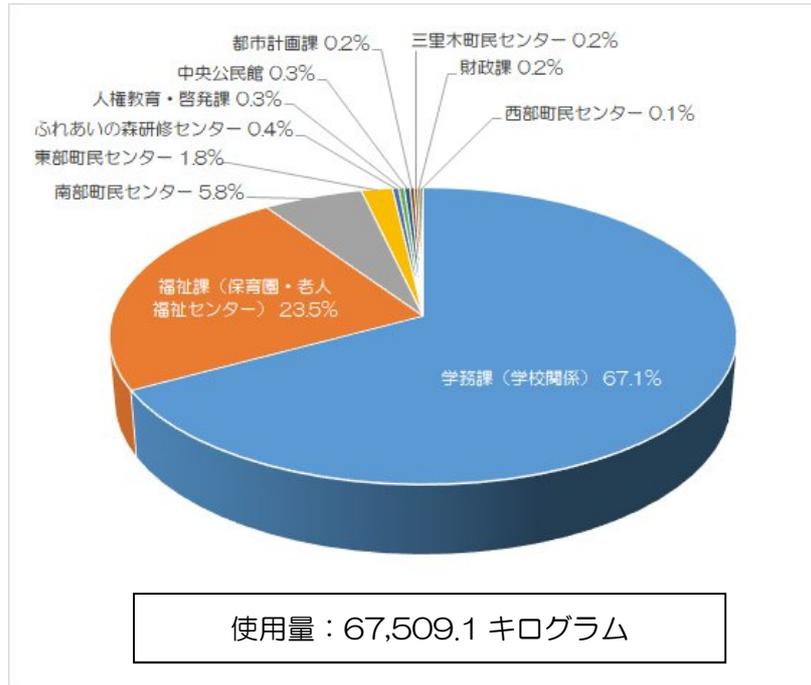
2013年度（平成25年度）のプロパンガスの使用量は約68tであり、約202t-CO₂の二酸化炭素が排出されました。

【参考】直近年度（2020年度（令和2年度））との比較

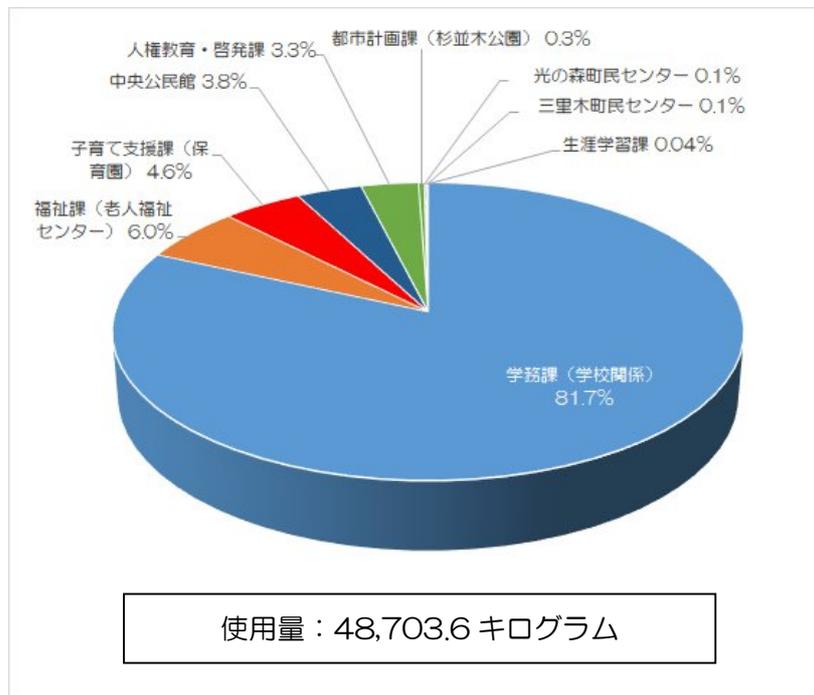
2020年度（令和2年度）のプロパンガスの使用量は約48tであり、約146t-CO₂（約56t-CO₂減少）の二酸化炭素が排出されました。

減少した主な原因は、町立保育所の民営化による減少と考えられます。

図 2-4 液化石油ガス（プロパンガス）使用割合（課・施設ごと）
【2013 年度】



【2020 年度】



6) 都市ガス

2013年度（平成25年度）の都市ガスの使用量は約5,337m³であり、約12t-CO₂の二酸化炭素が排出されました。都市ガスは、武蔵ヶ丘支所、ふれあい交流・福祉支援センター、及び武蔵ヶ丘第一・第二保育園で使用されていました。

【参考】直近年度（2020年度（令和2年度））との比較

2020年度（令和2年度）における都市ガスの使用量は約10,741m³であり、約25t-CO₂（約13t-CO₂増加）の二酸化炭素が排出されました。

2020年度時点で武蔵ヶ丘支所は閉所、武蔵ヶ丘第一・第二保育園は民営化しており、その分の使用量は減少していますが、平成26年（2014年）に都市ガスを使用する大規模施設（光の森町民センター）を新設したため、全体的に使用量が増加したと考えられます。

7) 電力（一般電気事業者）

図2-5に施設分類ごとの使用状況を、表2に施設ごとの使用状況を示します。

2013年度（平成25年度）の電気の使用量は約5,162,818kWhであり、約3,165t-CO₂の二酸化炭素が排出されました。2013年度（平成25年度）の菊陽町における電気使用は、すべて一般電気事業者（九州電力）から供給されていました。

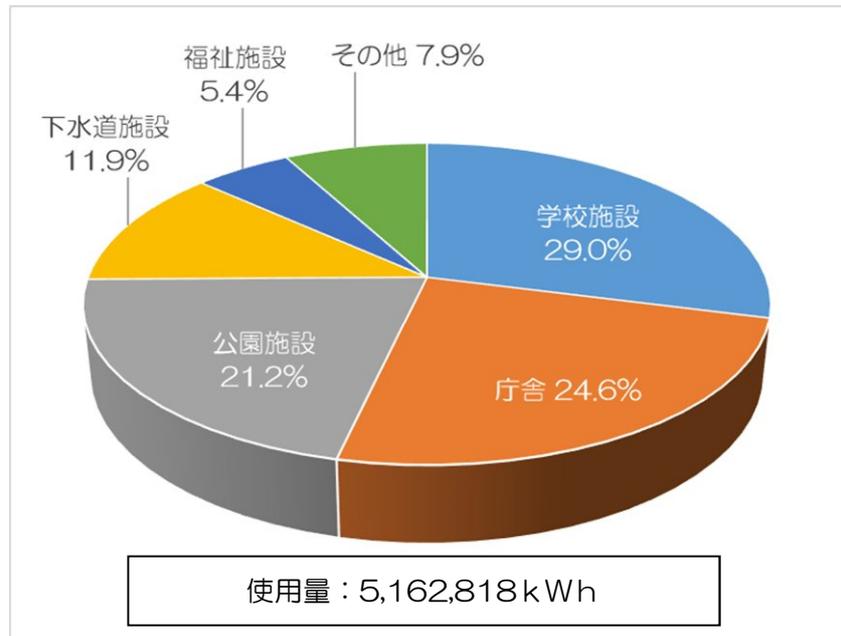
電気の年間使用量は、学校施設が約1,556,303kWhで全体の約3割程度を占めており、続いて庁舎関係、公園施設の順となっています。

【参考】直近年度（2020年度（令和2年度））との比較

2020年度（令和2年度）における電気の使用量は約5,544,202kWhであり、基準年度比で約7%増加しています。

しかし、排出係数（電力使用量から温室効果ガス排出量を算出するとき用いる係数）が基準年度の0.613kg-CO₂/kWhから0.365kg-CO₂/kWhに減少しているため、二酸化炭素の排出量は約2,024t-CO₂であり、基準年度比で約36%減少しています。

図 2-5 電力使用状況（施設分類ごと）
【2013 年度】



【2020 年度】

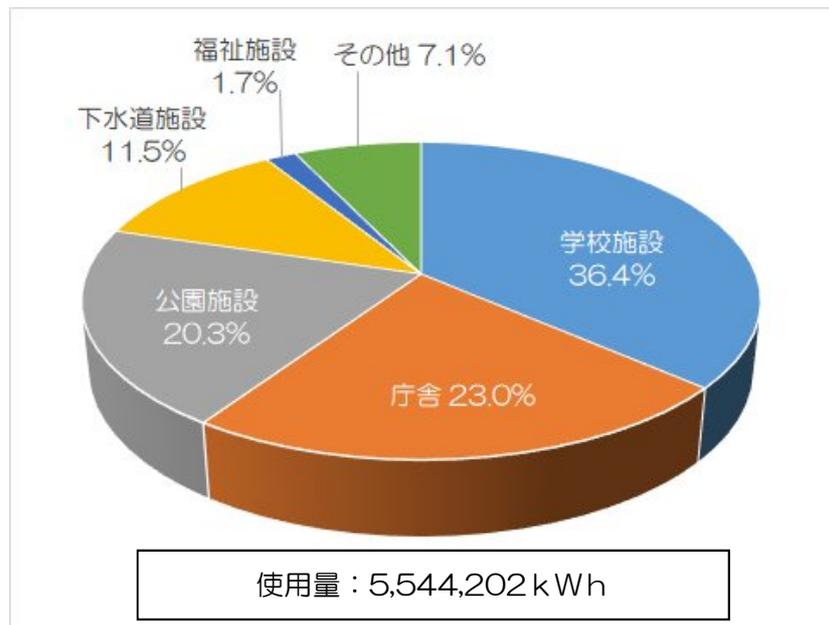


表2 電力使用状況（施設ごと）

施設分類	施設名	kWh		増減	
		2013年度	2020年度	kWh	(割合)
庁舎	役場	529,612	494,768	-34,844	-6.58%
	武蔵ヶ丘支所	15,967	0	-15,967	
	光の森町民センター	0	85,036	+85,036	
	東部町民センター	20,740	20,415	-325	-1.57%
	三里木町民センター	50,146	45,240	-4,906	-9.78%
	西部町民センター	33,201	38,241	+5,040	+15.18%
	中央公民館+体育館+老人福祉支援センター	210,426	233,791	+23,365	+11.10%
	図書館	403,369	359,021	-44,348	-10.99%
	南部町民センター	20,662	15,585	-5,077	-24.57%
	ふれあいの森研修センター	32,628	28,998	-3,630	-11.13%
福祉施設	なかよし園	16,986	17,853	+867	+5.10%
	みどり園	39,304	38,925	-379	-0.96%
	白菊園	19,286	0	-19,286	
	さくら園	56,965	0	-56,965	
	もみじ園	20,277	0	-20,277	
	白鈴園	42,699	0	-42,699	
	第一園	18,610	0	-18,610	
	第二園	24,474	0	-24,474	
	ふれあい交流・福祉支援センター	49,970	41,669	-8,301	-16.61%
学校施設	中部小・北小・南小・西小	819,523	1,036,649	+217,126	+26.49%
	武小、武北小	256,216	353,847	+97,631	+38.10%
	菊陽中学校	217,280	329,748	+112,468	+51.76%
	武蔵ヶ丘中学校	263,284	371,056	+107,772	+40.93%
下水道施設	白水浄化センター	97,643	100,338	+2,695	+2.76%
	公共マンホールポンプ	39,848	44,620	+4,772	+11.98%
	白水マンホールポンプ	13,673	9,499	-4,174	-30.53%
	菊陽汚水中継ポンプ	76,852	77,614	+762	+0.99%
	堀川汚水中継ポンプ	173,969	167,946	-6,023	-3.46%
	セミコン中継ポンプ	236,943	257,349	+20,406	+8.61%
公園施設	杉並木公園	1,078,292	1,121,672	+43,380	+4.02%
	都市公園	35,620	28,704	-6,916	-19.42%
	町民グラウンド	24,082	12,362	-11,720	-48.67%
その他	街路灯	178,422	176,911	-1,511	-10.70%
	集会所	10,704	5,591	-5,113	-47.77%
	駅関係	21,643	19,278	-2,365	-21.21%
	町営住宅（ポンプ等）	13,502	11,476	-2,026	-15.01%
	計	5,162,818	5,544,202	+381,384	+7.39%

(※四捨五入)

第3章 温室効果ガス削減に向けた取組み

（1）温室効果ガス総排出量削減目標

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の削減目標に準じて、本計画の目標である2030年度（令和12年度）末の温室効果ガス削減目標を基準年度（2013年度（平成25年度））比40%削減とします。

なお、温室効果ガスの排出削減状況を踏まえ、計画の中間見直し時（2025年度（令和7年度）末）に、目標見直しの必要性について検討します。

2030年度（令和12年度）温室効果ガス削減目標

基準年度（2013年度（平成25年度））比

40%削減（-約1,406t-CO₂）

※削減目標は、菊陽町の事務・事業を対象にしたものです。

(2) 具体的な取り組みについて

以下に 3 つの重点項目を示し、表 3-1 から表 3-3 のとおり具体的な取り組みを挙げます。

- 財産やサービスの購入に当たっての配慮
- 財産やサービスの使用にあたっての配慮
- その他の事務・事業に当たっての環境保全への配慮

これらの取り組みを積極的に実施することによって、菊陽町における活動量の効率化を図り、結果として温室効果ガスの排出量を削減します。また、すべての項目が全施設で実施されるわけではなく施設ごとの特性に併せて可能な項目を実行していきます。

表 3-1 財産やサービスの購入に当たっての配慮

1. 電気製品	省エネ製品（LED 等）の導入及び更新
	事務所の規模にあった機器の選択
	エネルギー消費の少ない自動販売機の導入及び更新
	自動販売機の台数見直し
2. 公用車	低公害車（電気自動車、メタノール車、天然ガス車及びハイブリッドカー等）の導入
3. 文具・事務機器等	再生紙が（全部又は一部）使用されている製品の購入
	その他紙以外の再生された製品の購入
4. 容器・包装材	簡易包装された商品の購入
	詰め替え可能な製品の購入
5. その他の製品	再利用が可能な製品の購入
	長期使用が可能な製品の購入
	環境ラベリング商品の購入

表 3-2 財産やサービスの使用にあたっての配慮

1. 紙類の使用	資料、事務手続の簡素化
	文書、資料の共有化
	コピー・印刷の適正化（両面印刷、ミスコピーの裏面利用等）
	パソコン等によるペーパーレスシステムの導入
	使用量の把握・管理
2. 水の使用	日常的な節水の励行.
	水漏れ点検の徹底
	公用車の洗車方法の改善.（バケツ使用等）
	使用量の把握・管理
3. 電気の使用	照明機器管理（昼間の消灯、残業時の部分消灯等）
	事務機器の省エネ管理（こまめに電源を切る等）
	空調機器の適正管理（暖房：20℃、冷房：28℃）
	エレベーターの使用削減（近い階への階段利用等）
	ブラインド及びカーテンの利用・工夫・調節.
	ノー残業デーの設定
	使用量の把握・管理
4. 公用車の使用	低公害車の優先的利用
	台数の見直し
	使用抑制日の設定
	公共交通機関利用への誘導
	相乗りの励行
	経済運転の徹底
	自転車利用の推進
	走行ルートの合理化
	使用量の把握・管理
5. その他の燃料の使用	ガスコンロ湯沸かし器の効率的な使用
	ボイラー等の適正運転の管理、燃焼効率の向上
	焼却炉、ボイラー等の重油使用量の抑制
	給湯器の電化推進

表 3-3 その他の事務・事業に当たっての環境保全への配慮

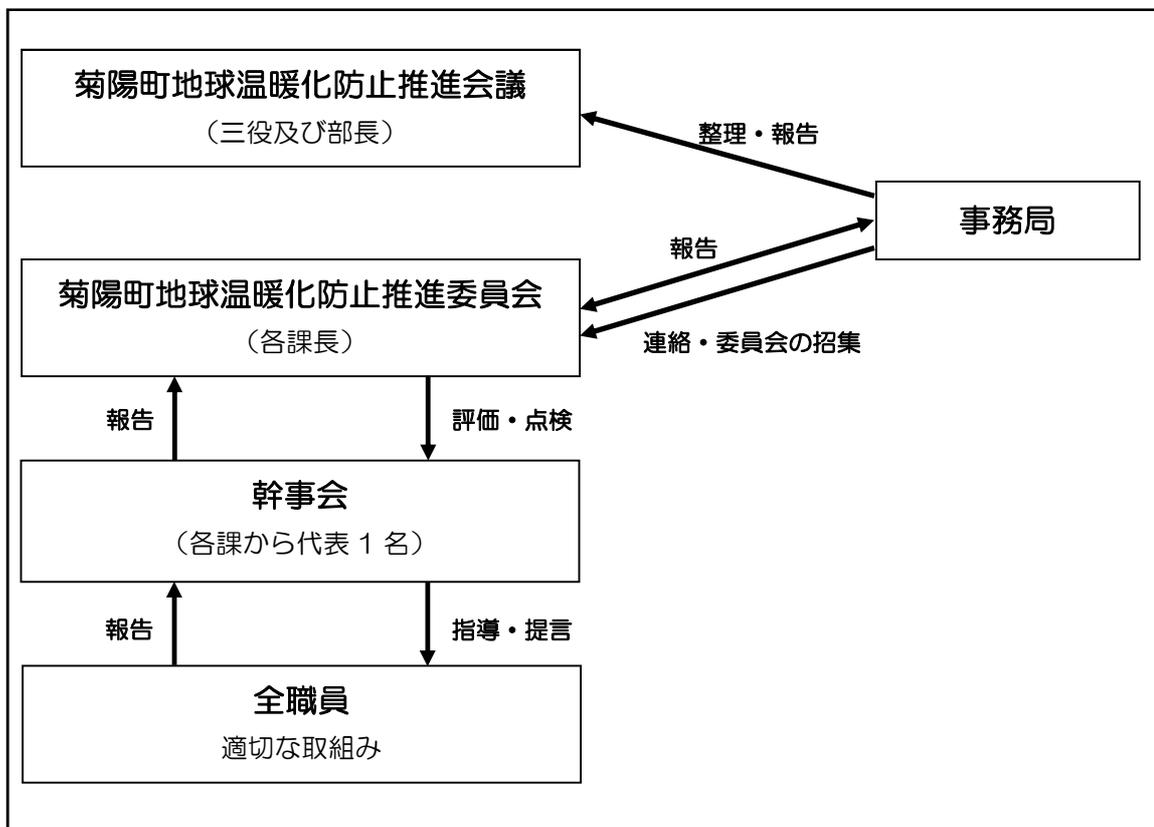
1. 資源化リサイクル	分別収集の徹底
	資源回収ボックスの設置
	トナーカートリッジ等のリサイクル
	生ゴミ処理機の設置
	資源回収品目の拡大
	廃棄物情報の調査・周知
	リサイクルの組織化
2. その他	太陽光発電システムの設置
	太陽熱利用設備の設置
	技術開発や経済性などを勘案し、可能な限り環境負荷の低減に貢献する施策を講じる

第4章 計画の管理

(1) 計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制を図4に示します。計画を効率的に推進するため菊陽町地球温暖化防止推進会議及び委員会を設置し、各課から幹事を1名選出します。幹事は、各職場において一般職員への呼びかけや点検調査票への記入を促す役割があります。

図4 計画の推進・点検体制



（2）計画の評価方法

毎年の評価は、各課及び施設に点検調査票を配布・回収し、集計した結果から実施します。評価は毎年行います。また、点検調査票には、以下の2つの役割があります。

- ①年間の活動量の把握（温室効果ガス総排出量の把握）
- ②取組み実施状況の把握

①よりその年度における温室効果ガス総排出量を算定し、削減目標との整合性を評価します。

また、②より、取組み事項がどの程度実施されているかをチェックし、その結果から次年度以降の重点取組み事項を決めます。

（3）進行管理

計画の進行管理（PDCA）のため、毎年度の取組結果をまとめ、評価し、次年度に必要な改善を行います。（表 4-1）

また、計画期間最終年度までに計画期間内の取組状況を分析、評価し、次の計画期間の新たな目標や取組内容を検討し、計画を改定します。

表 4-1 年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
適切な取組み（全職員）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
月使用量集計/報告（担当職員）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
年間使用量集計（事務局）	■	■										
取組結果報告案作成（事務局）			■									
取組結果検討/具申（部課長会）				■								
結果の承認（町長）					■							
結果の公表					■	■						
※次期計画案作成（計画年度末）									■	■		

（４）職員の研修

職員研修として、表 4-2 に示すものを実行します。研修の頻度は、原則として年 1 回行います。

表 4-2 研修内容

種 別	目 的	内 容
実行委員研修（幹事会研修）	実行計画の重要性・必要性とそれぞれの役割の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的及び内容 ・点検の手順と方法 ・一般職員への呼びかけ ・職員の指導及び育成
一般研修（全般）	環境に対する自覚と取組みに対する理解	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化関連情報 ・計画の目的及び内容 ・取組みの内容と方法
新人研修		

（５）公表

1) 職員への公表

職員への公表は、地球温暖化防止対策実行計画を回覧し、会議などにおいて周知します。

2) 住民への公表

住民への公表は、概要を広報誌等へ記載することにより行い、毎年の評価はホームページに掲載します。